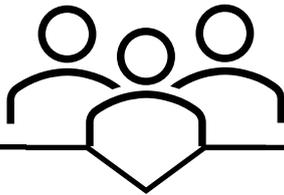


生産性向上のための  
設備投資がしたい

事業主の皆様

事業場の最低賃金を  
引き上げたい



# 県が業務改善助成金支給額の 最大 **1/6** を **上乘せ支給** します

県奨励金申請締切  
R7.3.10 **4.10**

期限を延長  
しました!

★詳細等は県HPへ



とちぎ 賃上げ奨励金

検索

※締切は延長しましたが、申請受付は先着順となります。  
予算額に達した場合は受付を終了しますので御了承ください。

## とちぎ賃上げ・業務改善奨励金

対象者

令和6年8月30日(金)以降に業務改善助成金(国)の交付決定通知を受け、  
令和7年~~2月28日(金)~~までに業務改善助成金(国)の交付額確定通知を受けた事業者  
**3月31日(月) ← 期限を延長しました!**

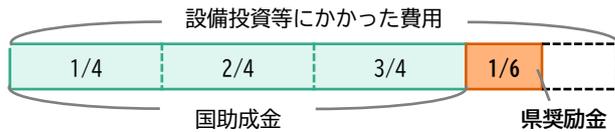
※上記期限に間に合うよう、事業実施後の速やかな実績報告等、余裕を持った事務処理をお願いいたします。

助成率

業務改善助成金支給額の1/6以内  
(業務改善助成金の助成率に応じて県奨励金の助成率を設定)

助成率  
イメージ

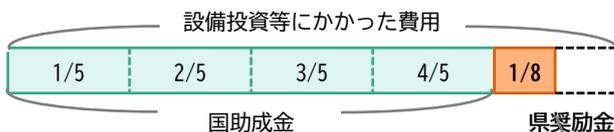
○ 業務改善助成金の助成率が3/4の場合 → 県奨励金額は業務改善助成金の1/6



(経費の3/4を国が助成、国助成金の1/6を県が支給)

県上乘せで費用の  
最大 **87.5%** を助成

○ 業務改善助成金の助成率が4/5の場合 → 県奨励金額は業務改善助成金の1/8



(経費の4/5を国が助成、国助成金の1/8を県が支給)

県上乘せで費用の  
最大 **90.0%** を助成

※業務改善助成金には、賃上げ人数に応じた助成上限額が設定されており、助成上限額での支給決定となった場合、上記の助成率とならない場合があります。業務改善助成金の詳しい説明については、裏面又は厚生労働省HPをご確認ください。

奨励金支給  
の流れ



申請・  
問合せ先

栃木県産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎:028-623-3217

# 国の業務改善助成金の概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備整備等を行った場合に、その設備整備等にかかった費用の一部を助成する制度

概要

事業場内最低賃金の  
引上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

対象者・  
申請単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に  
申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象（特例事業者は対象経費の拡充あり）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	・ 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	・ 顧客管理情報のシステム化

- +
- ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
  - ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

助成額の  
計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額

- <例>
- 事業場内最低賃金が1,004円  
→ 助成率 3/4
  - 7人の労働者を1,064円まで引上げ(60円コース)  
→ 助成上限額230万円
  - 設備投資などの額は320万円

240万円  
(=320万円×3/4)

>

230万円  
(=助成上限額)

➡ 230万円が支給される

## 【助成上限額】

コース 区分	事業場内 最低賃金※1 の引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※2	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※2	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※2	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※2	600万円	600万円

助成上限  
額・助成  
率など

## 【助成率】

事業場内 最低賃金	900円未満	900円以上 950円未満	950円以上
助成率	9/10	4/5 (9/10)	3/4 (4/5)

括弧内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 【特例事業者】

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。

賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
物価 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※3以上低下している事業者

## 【「引き上げる労働者数」の考え方】

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者数」に算入されます。  
(いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

※1 事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。) 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

※2 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

※3 「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

申請・  
問合せ先

栃木労働局 雇用環境・均等室  
〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階  
☎:028-633-2795

※ 詳細・様式は厚労省HP

業務改善助成金

検索

